(1)調査の背景

プレジャーボート需要の増大に伴い社会問題として顕在化してきた放置艇 (不法係留船)問題は、公共用水域の適正利用、災害・安全対策など港湾、河 川及び漁港の管理上にとどまらず、沈廃船の油流出による汚染、騒音、景観の 悪化など環境保全上も深刻な問題を誘発している。

これらのプレジャーボートの実態については、平成8年度に3省庁(旧運輸省、水産庁、旧建設省)共同で実施した「平成8年度プレジャーボート全国実態調査」において、全国の水際線近傍で確認された21.1万隻のプレジャーボートのうち、約2/3にあたる13.8万隻が放置艇であるという結果を把握して以来、全国規模での新たな実態を把握していない状況でした。

そこで、それ以降に実施した施設整備や規制面での対策を経た状況変化を把握するととともに、多方面から受けている現状把握の要請に応えるため、今年度、6年ぶりとなる全国実態調査を国土交通省港湾局、河川局及び水産庁合同で実施しました。

(2)調査の概要

1)調査区域

港湾区域、河川区域、漁港区域及び当該管理水域近傍の水域と陸域

- 2)調査時期 平成14年10月~11月
- 3)調査方法 各水域管理者による現地調査
- 4)調査内容(「別紙3」参照)

水際線近傍に存在する放置艇を含むすべてのプレジャーボートを艇種 別、係留保管状況別に把握

(平成14年度は沈廃船の隻数を新たに調査し、放置艇として計上している)

艇種の区分

- 「・クルーザーヨット(CY); 帆有り、船室有り
- J・ ディンギーヨット(DY); 帆有り、船室なし
- ・ 大型モーターボート(MB大);艇長約7.5m(25feet)超
- └・ 小型モーターボート(MB小);艇長約7.5m(25feet)以下

係留・保管状況の区分

- ・ マリーナ等での係留・保管(公共・第3セクターマリーナ、フィッシャリーナ、民間マリーナ、プレジャーボートスポット(PBS)、ボートパーク等)
- ・ マリーナ等以外での係留・保管(暫定的な係留・保管施設等)
- · 放置 (無許可係留)

「マリーナ等」や「マリーナ等以外」の施設内に係留してあるが、 許可がない艇(無許可艇)は放置艇として扱う。